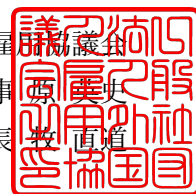


1号特定技能外国人支援における定期面談実施方法に対する是正要望

2023年12月4日

法務大臣 小泉 龍司 殿

一般社団法人 外国人雇用協議会
代表理事 原 英史
理事兼政策部会副会長 牧 直道



【主旨】

特定技能在留資格が2019年4月に施行されて間もなく新型コロナウイルス感染症拡大により、1号特定技能外国人に対する定期面談（義務的支援事項）の実施方法において、オンライン面談が認められていました。しかし、11月2日に出入国在留管理庁より公示された「特定技能外国人の支援として行う定期面談の実施方法」（<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005360.pdf>）にて、2024年1月1日より原則として直接対面実施による運用に変更とされました。

一般社会では会議、採用面接におけるオンライン実施、厚労省管轄では医療診療、国土交通省管轄では不動産の売買及び賃貸取引に係る重要事項説明など、オンラインによる面談実施が主流になりつつある当時勢において、今般の運用決定は実運用関係者（登録支援機関、特定技能外国人、受入機関）の負担は大きいだけでなく、実態的には定期面談実施不履行の誘発に繋がることが懸念されます。

よって当該運用変更に対して法務省に以下を要望いたします。

【要望】

定期面談のオンラインによる実施可と録面の媒体保管義務による義務的支援の「見える化」実現

○事象

登録支援機関が行う義務的支援状況を提出する報告書では、支援を実施していると記入して提出し、実態的には不履行となっている事業者が散見されており、特定技能制度の目的との乖離の顕在化が指摘されています（「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」議事録にも記載）。定期面談を直接対面のみの運用に変更することで、更にその助長が懸念されます。

○要望

支援対象外国人と受入機関との定期面談を対面だけでなく、オンラインによる実施可と録面媒体への保管義務化（保管期間：支援期間）

○期待される効果

定期面談の実態的实施と外国人及び受入機関の両者の不満や相談内容の実把握が可能となるだけでなく、登録支援機関、特定技能外国人、受入機関にとっての負担（交通費、移動時間、面談実施時間帯や個室の確保など）が軽減され、運用の効率化に大きく寄与します。

つきましては、定期面談のオンライン実施及び録面の媒体保管義務化へ早期是正を要望します。

以上